

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政（2）

——書簡が語る通貨政策——

金 尾 健 美*

Les finances de Philippe le Bon, duc de Bourgogne de la Maison de
Valois (2)
Monétarisme vu par les lettres

Takemi KANAO

Abstract

Voici la première édition de deux manuscrits inédits et sa version japonaise accompagnée par un commentaire; ils sont conservés aux Archives Départementales de la Côte-d'Or à Dijon et cotés B11210. Ce sont deux lettres rédigées par les membres de la Chambre des Comptes de Dijon concernant le marché monétaire aux derniers mois de 1420. Ils rapportaient que le prix de l'argent surpassait le prix officiel, 26 francs le marc, et s'approchait de 32 francs et que la demande de plusieurs maîtres particuliers de monnaie pour en acheter était anormalement forte. En été 1420, Philippe le Bon, duc de Bourgogne, ordonna la fabrication de monnaie de 80 mille marcs d'argent dont une grande partie serait affectée à l'acquittement de la rançon de Guillaume de Vienne en otage, conseiller fidèle à son père défunt, feu duc Jean sans Peur.

Et encore la lettre annonce que deux ateliers monétaires essayèrent avec ardeur à Troyes mais avec répugnance à Dijon à fabriquer un *denier noir* dont l'aloï était 2 grains et demi, et échouèrent également à le forger. L'équipe dijonnaise craignit que la fabrication d'une telle mauvaise monnaie leur perdît la confiance du peuple et qu'elle nuisît à la gloire du duc finalement.

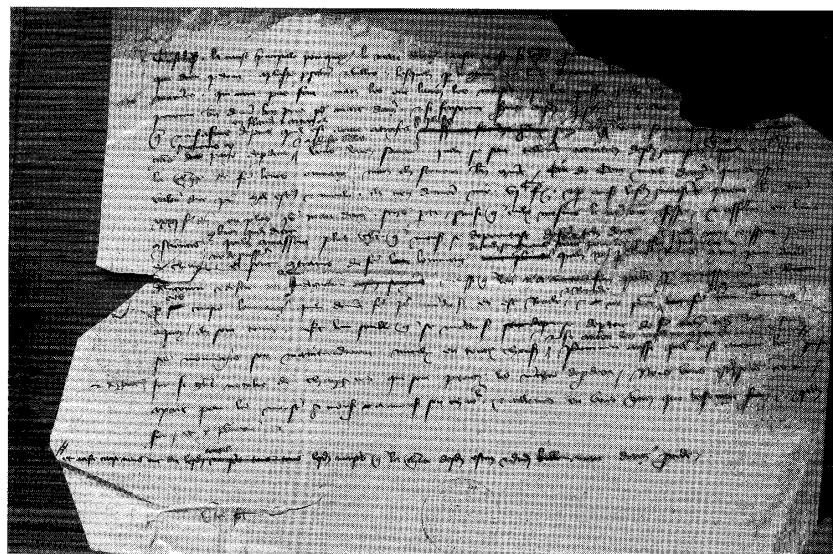
Key Words: Bourgogne, Moyen Age, monnayage, monétarisme, prix d'argent.

*教授 西洋中世史

0. はじめに

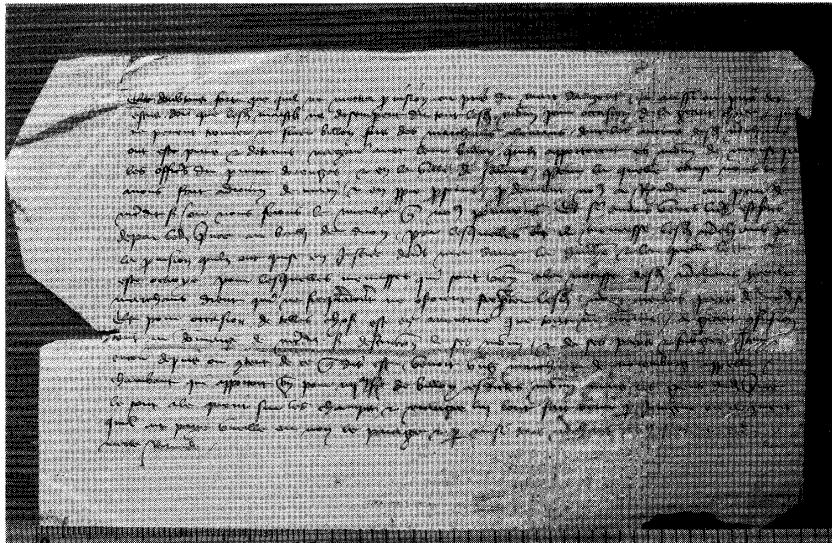
本稿は西洋中世後期の諸侯財政研究の一部であるが、論考と言うよりは史料紹介の体裁をとる。したがってテキストの校訂とその試訳を中心とし、若干の解説を加えて、テキスト成立前後の現実の一端を描写しようとするものである。取り上げる史料はフランス国コート・ドール県立公文書館¹（在ディジョン）B11210に分類される2点の紙葉である²。B11210は1282年から1564年までの日付を持つ計61枚の紙・羊皮紙葉からなる束で、貨幣に関する断片という以上の共通点はない。61点の各々に下位整理番号はつかない。大小さまざまな紙・羊皮紙葉の積み重ね順序にも規則性は見られない。保存状態は総じて良好、肉眼で十分に判読しうる程度にある。問題の2点は左肩を虫ピンで留めて、関連史料として整理されているが、この措置がいつ、誰の手で行われたかは不明である。文書館目録³には格別の記載はない。

以下、本稿では便宜上、2点のうち小型紙（縦21.5cm×横28cm）を紙葉Aとし、大型紙（縦84cm×横30cm）を紙葉Bとする。紙葉Aは表面の右肩部分が数センチ破損しているため、5行分の行末語句が判読できないが、大意を理解する上では支障ない。裏面は天地を逆にしているので、左下に来る破損部分はテキストを損なっていない。紙葉Bは写真版から看取されるように、2枚のほぼ同サイズの紙葉（縦42cm×横30cm）を縫い合わせて1枚の縦長の紙葉とし、表面だけに記載している。破損、汚損は見られず、テキストは完全に保存されている。書体そのものは流麗と言えようが、修正と加筆が多い。

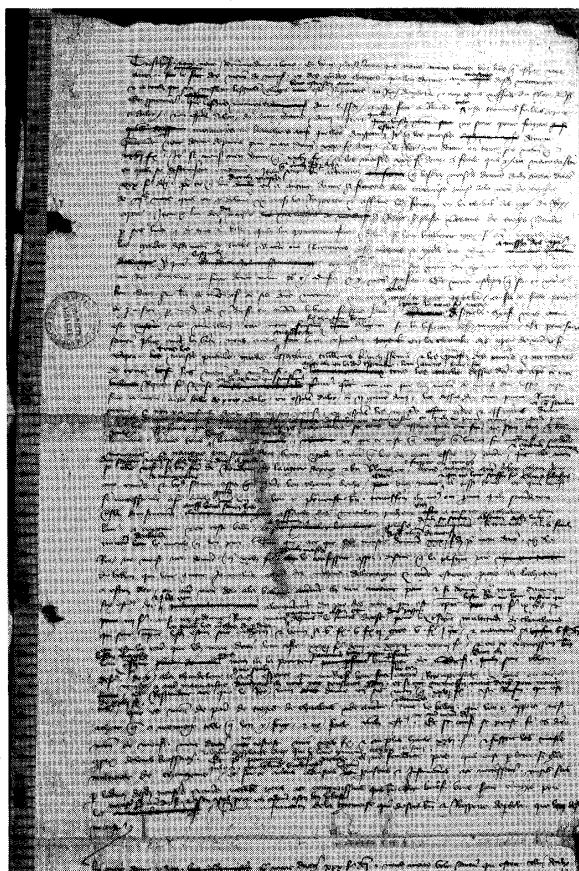


紙葉A表 (ADCO B11210)

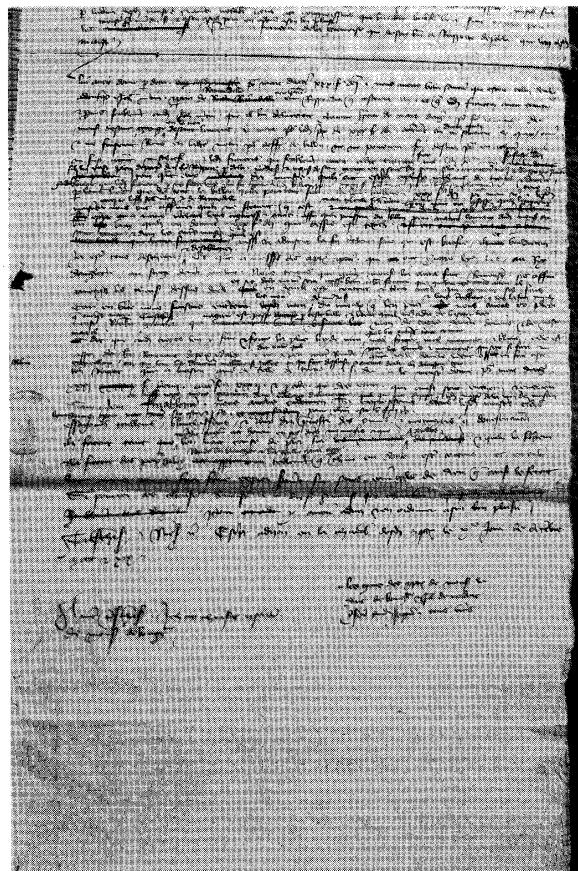
ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政 (2)



紙葉 A 裏 (ADCO B11210)



紙葉 B 上半分 (ADCO B11210)



紙葉 B 下半分 (ADCO B11210)

10. 史料紹介

テキスト校訂上の原則は以下の通りとする。

- 1) 句読点は、校訂者の責任において、適宜これを付した。紙葉Bのテキストは、やはり校訂者の責任において、幾つかの段落に分けた。
- 2) 大文字、小文字の用法は現行のそれに従い、固有名詞と文頭の語は大文字ではじめた。
- 3) テキストの綴りは現行のそれと異なる場合でも、また同一テキスト内に同一語の異体がある場合でも、それぞれを尊重したが、綴り字の i と j の区別、u と v の区別は現行のそれに従った。省略形は校訂者の責任において、すべて元の標準的な形に展開したが、多用される & はそのままとした。オリジナル・テキストでは金額単位のフランはすべて fr と省略されているが、fran / frans とし、語末に c を持たない形とした。
- 4) テキストの母音字省略 élision は、それと分かるようにアポストロフを付した。また -er 動詞と être の過去分詞活用語尾に限ってアクサン・テギュを付し、それ以外の場合はアクサンを付さなかった。
- 5) ローマ数字で表記された年月日や金額は、そのすべてを校訂者の責任において、現行の算用数字に改めた。
- 6) 訂正ないし修正により抹消されたテキストは復元していない。行間や余白を利用した加筆は特に註記せずに指定箇所に挿入した。
- 7) 解読が不確定で別様の解読が可能である場合は、当該語句をイタリックで示し、別解を註記した。
- 8) 内容に関わる説明註は訳文に付した。
- 9) 訳文中で、原文に対応する語句がなく、訳者が補足した語句は（ ）で括った。

11. テキスト

[Feuille A recto] Treschier seigneur la cause principale pourquoy le marc d'argent a esté & est si cher pour ce ---- /⁴ que dieu pardoint a pluseurs personnes & villes lesquelz par le contenu des lettres devoient bailler ---- / manieres qui n'ont pas fait maiz les ont livréz les maistres pour les prouffiz qu'ilz en ----- / pourront bien donner bon prix pour marc d'argent & si faisoient service ainsdit personne & villes ---- / que monseigneur a fais en Flandres & Artois depuis qu'il est arrivé a Troyes & pluseurs seigneurs comme vous savez

que ---- / grans seigneurs es pays depar deca & a pluseurs villes vous devez savoir qu'ilz se sont tellement acointiéz desdit maistres que yceulz maistres ont prins la charge de faire leurs ouvraige maiz ilz sceuent bien content. Car de cent mars d'argent qui deussent valoir de ce pie mil escus & mieulx ilz n'en doivent mie 600 frans & par ainsi lesdiz maistres puent bien donner 31 frans demi ou plus pour marc d'argent sens perte ainsi que eux mesmes le nous ont conseillé & affermé en leurs conscience, combien qu'ilz dient qu'ilz amassent plus cher que monseigneur se depourtast de faire telz deus & qu'ilz n'en eussent point de charge ne de prouffit et s'ont contrains de faire l'ouvraige d'iceulz seigneurs & villes tant pour les prouffiz qu'ilz y ont & qu'ilz n'y perdent riens comme pour d'oultre d'encourir & d'estre en leur indignacion, & aussi que l'en y a aucune fois procedé par menassie &c. et par ces causes l'ouvraige qu'ilz *deurent*⁵ faire pour notredit seigneurs en est retardé & retarde & ne puvent lesdiz maistres faire tant dommaiges a quoy ilz sont tenuz. Et leur semble que se notredit seigneur se departoit de faire mielz telz deus que ses monnoyes s'en maintiendroient mieulx en toutes chouses, & si auroit l'en meilleur compte de marc d'argent et a ceste cause mise, nous ont dit lesdiz maistres que la cherte desdit escus & dudit marc d'argent procede. Pourveu aussi qu'il eust aucune bonne provision & rapport sur si grant nombre de changeurs qui sont partout les marcher de par deca, nous vous escripons ces chouses a part pour les monstre a monseigneur a monseigneur son chancelier & ailleurs ou vous venez que besoing & expediant sera et y prevenir.

[Feuille A verso] Et doutbons fort que qu'il ne mectra provision ou pris du mars d'argent & aussi ou pris des escus d'or que lesdiz maistres ne desemparent du tout lesdites monnoies pour occasion de la grant cherte & qu'il ne pevent trouver ne finer billon fors des marchans alemans dont les aucuns desdiz marchans ont esté prins & detenus nagaire avec leur billon qu'il apportoient es monnoies de monseigneur par les officiers du prince d'Orenge & en la ville de Salins pour la quelle cause nous les avons fait adjoing de main & en propore personne par devant nous a rendre au procureur de notredit seigneur ou nous ferons le mieulx que nous pourrons. Et si avons veues lettres escriptes depar ledit prince au bailli de Dijon par lesquelles il menasse lesdiz marchans pour la provision qu'ilz ont quise en justice devers ma dame la duchesse & la quelle leur a esté octroyé pour lesquelles menasses qui sont venues a la notesse desdiz marchans; yceulx marchans dient que ne frequentent ne

oseroient *scecompter* lesdiz monnoies ne les pays de mondit seigneur. Et pour occasion de telles chouses, est en aventure que tout ne vienne a grant confusion, tout au dommaige de notredit seigneur, destruccion de ses monnoies & de son pays & subgez. Item encore depuis ou content de ce que dit est venoit ung marchant de Nuremberg appellé Chambaut qui apportoit bien pour 4000 frans de billon esdictes monnoies mais les gens dudit prince le sont alé querir sur les champs & maugre lui l'ont fait venir par joingne ou il comment qu'il ait payé, vueille ou non, le paiage & par ainsi tous marchans nous fuiront. Dieu y mecte remede.

[feuille B] Tres chers seigneur, nous nous recommandons a vous et vous plaise savoir que nous avons veues voz lettres que escriptes nous avez touchant le fait des monnoies de monseigneur et des grandes charges que l'en donne aux maistres desdictes monnoyes & a ceulz qui s'en meslent; lesquelles charges vous estresez avoir esté rapportées au roy d'Engleterre & aux gouverneur & officiers du roy notresiegnieur.

Et premiers que lesdictes monnoyes dont l'essay a esté fait a *anciente* ont esté trouvées feibles de poix & d'aloy & en especial d'aloy de deux grains & demi. Item qu'elle ne sont point forgiéez monnoyéez ne blanchées ainsi qu'elles deussent estre. Item que les maistres donnent presentement & ont donné de pieca pour marc d'argent 30 frans demi & le roy n'en donne en toutes ses monnoies que 26 frans. Item se monseigneur n'en donne que 26 frans & les maistres 30 frans demi, il fault qu'il y ait mauvaistie ou qu'ilz se destruisent evidemment. Item que ceulz depardela sont bien *acertennéz* que lesdiz maistres donnent dudit marc d'argent 30 frans demi pour ce que l'un d'iceulx maistres en a autant donné a Francois dela Gremoise, maistre de la monnoie de Troyes, de 300 mars qu'il en a delivré; & que ainsi l'a rapporté & affermé ledict Francoiz en la chambre de comptes du roy a Paris. Item que l'un desdiz maistres a rescript a plusieurs marchans de Troyes & d'autres par ses lettres que de tout le billon qu'ilz lui pourroient finer & delivrer il leur bailleroit 30 frans demi; lesquelles lettres les gardes desdictes monnoies de Troyes & d'autres ont recouvrées desdicts marchans & ycelle ont envoyéz a messeigneurs des comptes a Paris; lesquelz cognoissent en ce la destrucion des monnoies du roy ont envoyé lesdicte lettres au roy d'Angleterre au siege devant Melun pour y advisier & y mectre provision.

Et nous escrison que sur ce ayans bon adviz au bien de notredit seigneur de ses dictes

monnoyes & de tous ceulz a cuy ce puet toucher et s'il y fault point de provision par mande de notredit seigneur, ou autrement le vous faisons savoir pour le nous faire avoir desquelles chouses nous avons esté melés merveillement, car nous faisons faire chacun jour bonne diligence sur la visitacion desdit monnoyes.

Et pour sur ce savoir plus avant la verite, nous avons mandé & fait venir ce jour d'ui en la chambre des comptes de notredit seigneur a Dijon tous les maistres particuliers gardes essayeurs tailleur blanchisseur & les prevostz des ouvriers & monnoyers de toutes les monnoies de notredit seigeneur; & a yceulz en la dicte chambre leur avons remontré tous les articles dessusdiz et apres ce ont requis faire reponse en la maniere qui s'ensuit;

premiers que a ce que ladicte monnoye de monseigneur dont l'essay a esté fait a *anciente* a esté feible de poix & d'loy en espacial d'loy de 2 grains demi; les dessus diz n'en puent riens croire & n'en y a nesnulz d'eulx qui ne s'en excuse en espacial les maistres gardes & essayeurs; et que saulve dieuz la grace de tout, il n'en est reveti; & que s'il y a poins default ou mauvaistie, ce qu'ilz ne puent croire ne procede par oultre les essayeurs, qu'ilz vuelent perdre corp & chavances, se tous les essays qu'ilz ont faiz ne sont bons & bien revenans d'eulx deans tous leurs remedes & mieulx; et que ce n'est que enuye que l'en a sur notredit seigneur & sesdictes monnoyers; & n'avons peu savoir dont vient & procede la monnoye que l'en dit avoir essayé audit autres & avons entencion que a leur monnoies d'en savoir & *enquerter*⁶ la verite, & dont il procede, se elle n'est si bien faite de rondeur de largeur de poix & bien blanchée & freppée en coings; nous n'avons autre debat chacun jour aux ouvriers & monoyeurs; & vous savez assez comment l'en *chevit* d'eulx, car ung neant & qui ne leur souffre faire a leurs plaisirs, il cesse tout, et qu'il n'eust si necesserement a faire d'eulx comme l'en a, l'en y pourveut bien; toutesfoiz ilz nous ont promiz qu'ilz s'amendront tres bien doresenavant; aussi vous savez les assaulz des mortalitez qu'ilz ont euz a Cusery a Chalon a Saint Laurent a Auxonne & en cest ville, a convenuz que pluseurs d'eulz se soient absentéz desdit lieux & maintenant retournés, & les fault traicter doubtement le mieulx que l'en puet.

Item que a ce que les maistres desdits monnoies de monseigneur donnent 31 frans demi⁷ pour marc d'argent & que le roy ne monseigneur n'en donnent que 26 frans, yceulz maistres le confessent assez, disans que la plus grant partie du billon qui leur convient journelment acheter des marchans d'Alemaigne & autres estranges pays, ilz l'achetent

金 尾 健 美

a escus d'or ou autres monnoie d'or ala valeur, autrement ilz n'en auroient point; & si donnent pour marc d'argent six escus d'or & 1 tiers; et alevyerement du pie des monnoies qui est a present, l'escu d'or ne leur costoit que 3 frans 9 gros & 4 francs; ainsi ne perdoient riens maiz gaignoient assez; et depuis le mois d'aoust derniers passé, pour le tres grant multitude de changeurs qui sont a present en toutes les marches de pardeca, lesdit escuz sont encheriz & venuz a 5 francs, 5 francs 2 gros, 5 francs 1 gros, & maintenant a 5 francs demi qui est la croie que ledit mars d'argent leur coste 31 francs demi & 32 francs ou 33 francs; & en ce cognoissent bien lesdiz maistres leurs tres grant pertes maiz ilz la pourtent paciemment tout pour parfaire l'ouvrage de notredit seigeur dont ilz sont obligé de faire de cy a la chandeleur comme soabz & en esperance que notredit seigneur leur face sur ce aucune recompensacion de deus ou autrement; et n'y a autre mauvaistie d'autre part, ilz n'ont pas tousjours perduz et si ont aucune foiz marc d'argent pour mains et respondent a ce que le roy n'en donne en ses monnoies que 26 francs, ceste raison qui est de 26 francs telle que es monnoie de Paris de Troyes de Chalon de autres & devendis; tout le billon que l'en y apporte n'est acheté que a monnoye telle que l'en y forg; & n'y fault nulz escus ne autre monnoie d'or. Et se ainsi se peust faire es dictes monnoies de monseigneur, marc d'argent ne costast mie 25 francs & au plus hault 26 francs; & fussent les maistres comptés de leur bressaige, & leur desplait de ce qui le leur convient acheter a escuz.

Et pour pourveu a cest article, il ne fauldroit pas qu'il eust pardeca si grant multitude de changeurs qu'il y a car chacun vuelt estre; et sur ce aurons avisés certaine provisions & instruccions a ce neccessaire mises sus par l'advis desdit maistres & autres notables gens a ce congoissance, que bien brief vous seront envoyéz pour les monstrer a notredit seigneur & a son conseil pour en ordonner a son bon plaisir.

Quant a Francois de la Gremoise qui de son bien a rapporté depar dela que l'un desdits maistres [*à la seconde feuille cousue*] lui avoit donné par deca pour marc d'argent 30 francs demi, nous avons volu savoir que estoit celui d'eulx, adoncques Jehan Martin & Perrin de Ramnedelle a ce pris ont reponduz que costoient ilz; et que ledit Francois avoit traictié & promis feablement audit Jehan Martin que il lui delivroit certaine quantite de mars d'argent pour faire l'ouvrage de monseigneur de Saint George en la monnoie de Saint Laurent le marc pour ledit prix de 30 francs demi; autrement ilz dient qu'ilz ne savoient de quoy ouvrir, & ne faisoient riens en ladicte monnoie pour deffaire de billon, ne ne povoient faire d'escus

pour en acheter qu'il ne fust a grant meschief; & ledit Francois qui feablement avoit cedit traictie fait avec ledit Jehan Martin, se fust bien s'il lui eust pleu de point d'en faire rapport par dela; notredit seigneur & monseigneur de Saint George en sont bien tenuz a lui; et encore nous a rapporté, *avons telle verite⁸* que ledit Francois par ses facteurs lui fit presenter ledit billon pour 31 frans le marc que le reffusa plainnement.

Item que aux diz maistres qu'ilz ont escripz a pluseurs marchans de Troyes & d'autres par leurs lettres que de tout le billon qu'ils pourront finer ilz leurs bailleront 30 frans demi pour marc &c., tous lesdit maistres excepte lesdicts Jehan Martin & de Ramnedelle nous ont afferméz qu'ilz ne sceuent que cest; maiz yceulz Jehan Martin & Perrin *nous ont⁹* confessé qu'ilz l'avoient escript a aucuns marchans leurs cognoisse & amis affin qu'ilz peussent du billon pour avancer l'ouvrage dudit monseigneur de Saint George; & dient les autres maistres qu'il est bien vray qu'ilz en donnent 30 frans demi comme dessus est touché; aussi ilz advisent la fin de leur ferme qui est briefié et voudroient ja estre tous deschargiéz & desobligiéz.

Et que a messeigneurs des comptes a Paris qui ont envoyé lesdiz lettres au roy d'Angleterre au siege devant Melun, nous tenons que quant monseigneur lui aura fait remonstrer ses affaires avecques les chouses dessus dictes, et ses dictes monnoies sont aussi bonne & bien forgées que quelx excepte autres monnoie, il en devra estre content & tous autres qui ayment ses fais.

Car en verite nous faisons entretenir les monnoies de mondit seigneur du mieulx que l'en puet, & vous certifions que l'en la fait mieulx que oncques maiz; nous avons oy parler maistre Reubin Gauthier, treschier seigneur, qui nagaire est passé par ceste ville & vient, comm'il nous a dit, de viseter les monnoies de Troyes d'autre devers & de Mascon, maiz il dit que audit Troyes l'en y fait & forgé la plus layde monnoie qu'il vit oncques toute *cornue¹⁰* mal forgée mal monnoyée & blanchie, elle est assez bien revenant de poix & d'loy; dit oultre qu'il n'y a peu mectre remede pour les ouvriers & monnoyeurs qui sont si fiers & orgueilleux, car qui leur use d'aucune maligneuse icelles ou qui fait desplaisir a aucuns d'eulz, ilz delaissent tout; quant a celle d'autre & devers, ledit maistre Robin en fait assez bon rapport; quant a Mascon comme de celle de Troyes, & si dit que le maistre donne pour marc d'argent 31 frans demi autrefoiz 32 [frans], & procede des escus qui ainsi sont encheriz & encherient chacun jour; et aussi nous avons examinéz deux marchans

金 尾 健 美

d'Alemagne qui ont deposé que ledit maistre de la monnoie de Mascon leur donne pour marc d'argent six escuz & 1 tiers pour chacun escu 5 frans 1 tiers.

Finablement nous avons ordonné bien expressément à tous lesdits maistres gardes essayeurs tailleurs blanchisseurs & auxdiz prevostz des ouvriers & monnoyers, que doresenavant ilz facent tout que notredit seigneur ait honneur en ses dicte monnoies & que l'en n'ait cause de parler sur ycelles; & qu'ilz la forgent & la facent des poix & d'loy rende bien blanchie & bien taillée comm'il appert tellement que chacun en doye estre contens; et en oultre leur avons a tous faiz faire expres serment sur Sains Evengilles de Dieu que ainsi le feront. Si pourrez ces chouses remonstrer a notredit seigneur a messeigneurs en chambre pour y avoir adviz & en ordonner a son bon plaisir. Treschiers seigneur notreseigneur etc. Escript a Dijon en la chambre desdit comptes le 10^o jour de decembre 1420.

Les gens des comptes de monseigneur le duc de Bourgogne &
Jehan de Noident tresorier dudit seigneur tous votres.

A notre treschiers seigneur Jehan Chousat conseiller de monseigneur de Bourgogne

12. 試訳

【紙葉 A 表】

親愛なる殿下。銀マール¹¹が高騰し、今なお高騰が続く主たる理由は……¹²神よ赦し給え。多くの人々も、また多くの都市も、信書の文言によれば……を供与すべきところ、貨幣官らが利益を出さんがために、前代未聞のやり方でそれらを引き渡し……そうして銀マールにより値を付け、人々にも諸都市にも奉仕したが……貴兄もご承知の通り、公殿下をはじめ、数多の殿方がトロワに到着した後に¹³、殿下がフランドルおよびアルトワで実施した……当地でも、また多くの都市でも、諸侯は……、貴殿もご承知置き願いたいが、上記貨幣官が仕事を行う際には負担を課せられたが、それでも一応は満足していたと報告を受けている。ともかく、現行のピエ¹⁴で100銀マールは1000エキュ¹⁵ないしそれ以上に評価されるはずだが、この額で600フラン¹⁶も負担させるべきではない。件の貨幣官は1銀マールに31フラン半ないしそれ以上の値を付けても損失を蒙ることがなかったからこそ、そうしたのだろうし、彼ら自身、その点は我らにきちんと報告しているし、明言してもいる。彼らが繰り返し言う所では、殿下がさような任務の遂行に自ら苦心慘憺なさるよりも、彼ら（自身）が高値で買い集め、負担も蒙らぬが、利益も上げぬ（方がましではないか。）件の殿方と都市衆が利を上げ、何物も損なうこと

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政（2）

なきよう、あるいは暴走して憤懣やる方ない、といった事態に陥らぬよう、自らに仕事¹⁷を課したと（繰り返し言ったはずだが）、脅されもしたし、ともかく皆でこの仕事に着手した、と（付け加えた）。かくなる経緯で、我らの殿下のために行うべき仕事は大幅に遅れたし、今なお遅れているが、貨幣官が自ら関与していることを無茶苦茶にする訳にも行くまい。しかも彼らの考えでは、公殿下が然るべき行うべきを行っていたならば、殿下の貨幣は高値で維持されたであろうし、また左様であれば、ずっと安値で銀マール入手することもできたであろうと。（しかし）こういう議論はともかく（結果としては）上記のエキュと上記の銀マールの高騰が生じた、と件の貨幣官たちは我らに言った。数多の両替商が随所に出店しては貨幣を商っているが、この件は、ともかくも適当な対応策と報告書をこちらで作成してあるが、それは貴殿には別便とし、公殿下と尚書殿には（直接）お目にかけることにする。またどこか貴殿の行く先々で必要と方策あれば、隨時通知されたし。

【紙葉A裏】（この）銀マールの価格やエキュの価格では買い置きもしていないだろうし、この高値では件の貨幣官らは例の貨幣を一切取り除くこともしていないだろうし、またドイツ商人を除けば、廃棄錢入手することも精錬することもできないだろう、と我らは強く懸念している。その商人たちの中には、先頃、殿下の貨幣製造所に納入する錢もろともに、オランジュ公¹⁸配下の役人によって捕縛され勾留された者もいる。こうした理由から、サラン市内では我らが彼らの手を縛り上げ、直々に連行し、然る後に殿下の訴訟手続代行人に引渡したのである。（そうでなくとも）我らにできる限りのこととしたであろう。さて我らは上述オランジュ公の手でディジョンのバイイ宛てに認められた書簡を拝読。それによると、（オランジュ）公はその商人たちを（ブルゴーニュ）公妃殿下列席の法廷で詰問し、買占めを叱責したところ、その叱責を商人たちは深く心に留めて、買占めたものを献上したと。この商人たちが言うには、殿下の土地に足繁く通うことはなく、当該貨幣を割引するつもりなど毛頭なしと。こうした際には万事が混乱し、殿下の損害となり、ついには殿下の通貨、殿下の国土、そして殿下の臣民の破滅に至る、といった事態も、あるいは偶然に起こるかも知れぬ。ところで、その後の報告には満足している。何でもシャンボーなるニュールンベルクの一商人が到來したと。この者は上記の造幣所に4000 フラン相当の錢を納入りに來たところ、オランジュ公配下の者どもが現れ、この者をただちに尋問すると言って、有無を言わせず縛り上げて拘引して行ったので、彼は仕方なしに關税を払ったとのこと。これで商人は皆我らから逃げていくだろう。神よ、救いの手を伸べ給え。

金 尾 健 美

【紙葉 B】

拝啓。（ブルゴーニュ公）殿下の貨幣に関し、また当該貨幣官ならびに関係者一同が蒙る負担に関し、貴兄が我等あてに認めた書簡を拝読せる旨、謹んでご報告申しあげる。貴兄ご指摘の負担は本来ならば英王ならびに仏王代官・官吏が負うべきもの。

第一に当該貨幣はすでに試作済みなれど、重量も純度も脆弱。特に純度は2グラム半¹⁹。次に当該貨幣はあるべき様に混合、製造、研磨されず。次に貨幣官はかねてより現在に至るまで当該貨幣に対し銀1マールあたり30フラン半とするも、国王陛下は配下のすべての造幣所で26フランとするのみ。次にもし殿下が26フランとし、貨幣官が30フラン半とするなら、不都合の発生ないし彼らの破滅は必定。次に担当官が銀1マールを30フラン半としたことに彼の地の人々は注目。なぜなら彼の地の貨幣官の内にも同じ値を付ける者あり。その者がトロワ貨幣官フランソワ・ド・ラ・グレモワーズに引き渡した300マールはまさにその一部であったが、当該フランソワがその旨パリ国王会計院に報告し証言した。次に貨幣官の内には、トロワなど諸都市の商人衆に宛て、自らに引き渡す地銀にはすべて30フラン半の値をつく、なる旨の書簡を送る者あり。その書簡をトロワなど諸都市の貨幣保護官は上記商人衆から取り戻し、パリ会計院の許に送る。それにより会計院の面々は国王貨幣の破綻を知り、ムランに布陣する英王²⁰にその書簡を転送して、意見し、警告す。

そこで、この件につき、殿下の利益のため、殿下の貨幣のため、また本件に関わるすべての人々の利益のため、我らはよき考えを持ち合わせているがゆえ、もし殿下の求めに応じる備えを欠いているなら、その件については我らが深く関わった以上、処理を一任されたく、その旨、記して貴兄らに知らしむ。と言うのも我らは日々足繁く当該造幣所を見回るがゆえ。

そこで、本件に関する真相をさらに良く知ろうと、殿下の造幣所に勤務する者すべて、すなわち特定貨幣官、検査官、分割人、研磨人、職人および貨幣製造人プレヴォら全員を本日、殿下のディジョン会計院に招集し、当院内にて彼らに上記の懸案すべてを提示した後、回答を求めたが、その経緯は以下の通り。

第一に、上記の殿下の貨幣はすでに試作済みなれど、重量も純度も脆弱。特に純度は2グラム半。上記の者らは一切それに信を置くことあたわず。彼らのうち、就中、貨幣官、保護官、検査官は誰一人としてその製造業務を固辞せぬ者はなし。神の全き恵みが（その者らを）救われますように、（もし）それを授けられてはいないなら。もし不足、不良な点あれば、検査官は生命 corps も生きる糧 chevance も失うつもりでなければ、自らが信を置けぬ仕事に殊更に取り掛かることあたわず。もし彼らが作成した試作品がことごとく不良で、たとえ彼らの（定める）誤差範囲に収束し、あるいは多少は改善されたとて、我らの公殿下に対し、またその貨

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ポンの財政（2）

幣に關し、世人が味わうは不平不満のみ。我らは上記以外の地で試作した貨幣の由來と工程についてほとんど知らず。我らが注目するのは、その貨幣についての知見、その製造にいたる実状なり。形態、サイズ、重量、研磨、紋様打刻、等々、如何ほどの出来か。他でもない、我らが日々、職人、貨幣官らと論じるは將にこの点にあり。貴兄は彼らが如何にして成功せしかご存知か。ともかく彼らが自ら欲して製造するを認めざる理由は如何ばかりもなし。（さもなくば）すべてを停止するか。必ずしも彼らの間に習慣化せるように、また十分に予見されるよう、行なう必要もなし。ともかく彼らは今後十二分に改善すると我らに約束す。貴兄も御承知のように、キュゼリイ、シャロン、サン・ローラン、オーソーヌ、それに当市²¹を襲った疫病のせいで、彼らの多くはこれらの地から退去せる事態となりしも、今では（人も）戻った。疑念あれば、その者らにできる限りの治療を施すべし。

次に殿下の貨幣官は銀マールに31 フラン半²² の値を付けたが、国王陛下も公殿下も 26 フランの値しか付けず、云々の点に關し、その貨幣官らがこの件を十分に証言す。ドイツを始め諸外国の商人から日々適切に購入せる地銀のうち、最大部分はエキユなど金貨で価額の通りに支払う。さもなくば、彼らはいずれ銀入手できなくなろう。銀1 マールが金6 エキユ 1/3。現在、貨幣のピエが上昇中なるも、金1 エキユは3 フラン9 グロから4 フラン程度ゆえ、彼ら（貨幣官）は損害を蒙ることなく、十分に利を上げられたであろう。今や当地ではどの市場でも両替商が見られるが、過ぎし8月以来、数多の両替商店頭で、当該エキユは値上がりし、5 フラン、5 フラン1 グロ、5 フラン2 グロ、ついには5 フラン半になりしが、これは上記銀マールの店頭価格が31 フラン半、32 フラン、ないし33 フランに上昇せるに等しい。これでは、上記の貨幣官らは自らの大損害となるを承知とはいえ、なお彼らが今より後、聖母の御清めの祝日²³までに、然るべき行うよう請負いし殿下の仕事を完遂するにあたって、殿下が彼らの請負いに何らかの補償を行ってくれはせぬかと期待を込めて、すべてを耐え忍んでいる。他方では如何なる不都合もなく、彼らが必ずしも損失を蒙るわけでもなく、ともかく銀マールを入手す。国王陛下が配下の造幣所にて26 フランの値を付けしことに応じ、この26 フランという値が pari, トロワ、シャロン、その他上記のいずれの造幣所にても（適用され）、また人がそこに持ち込むあらゆる地銀はそこで熔解・製造される貨幣によってのみ購入され、エキユ、その他の金貨（による支払い）は禁じられる。殿下の造幣所にても、かくのごとくに運営されるなら、銀1 マールは25 フラン、せいぜい26 フランの値が付こうし、貨幣官は彼らの取り分の件では十分に配慮されたから、不服は彼らが地銀をエキユで購入せざるを得ぬという点にのみあり。

この点を考慮するに、当地では多くの両替商が望むがままに出店してきたが、あまりに多くを許容すべきではなかろう。この件は、上記の貨幣官や名のある識者の意見に従って、我らは

金 尾 健 美

何がしかの備えを具申するし、それに伴って必要となる教令も実施されることになろう。彼らの知見は殿下とその諮詢会に報告され、よろしく下命されるよう、遅滞なく貴兄の許に送られる。

フランソワ・ド・ラ・グレモワーズに関しては、彼は当地の貨幣官の中に30 フラン半で銀マールを引き渡した者あり、と良かれと思って自ら報告したわけだが、我らはそれが誰か知ろうとした。今やジャン・マルタン²⁴ とペラン・ド・ランデル²⁵ がこの値で応じた（と判っている）。件のフランソワはサン・ローラン造幣所でサン・ジョルジュ殿下²⁶ の仕事をするため、何マールかの銀を自分に引き渡すようにと、件のジャン・マルタンと誠実に契約・約定していくが、その銀が上記の値30 フラン半のものなり。他方、彼らが言うところでは、彼らは何のための加工か知らず、その造幣所にては地銀を碎いて何かを製造することもせず、大変な損害を蒙ることにならんとはい、地銀購入用にエキュ金貨を製造することもできず。件のフランソワは件のジャン・マルタンとの上記契約を誠実に履行せるがゆえに、差し支えなくば、本件は向こうから報告させるが、彼はそれで満足であると。我らの殿下とサン・ジョルジュ殿下はその者（=フランソワ）に関心を寄せているし、（彼は）我らにさらに情報を提供してくれたがために、件のフランソワ配下の者が例の地銀をマール31 フランで提示したが、（この度は）きっぱり拒絶したという事実を我らは入手している。

次にトロワなど諸都市の多くの商人衆に宛てて書簡を認め、彼らが精製しうる地銀すべてにマールあたり30 フラン半の値をつけた云々を伝えた貨幣官に対しては、上記ジャン・マルタンとド・ランデルを除き、全員がこの件は知らぬと我らに証言した。が、当のジャン・マルタンとペランは確かに自分たちが知己、友人たる幾人かの商人にその旨書き送ったが、それはその地銀を使えばサン・ジョルジュ殿下の仕事を進められるからだ、と我らに述べた。それに他の貨幣官たちも述べたが、先にも触れたように、彼らが30 フラン半の値を付けたのは事実であり、また請負期日の繰り上げを教えた、おそらくは以後の負担と義務を免れたかったのである、と。

そしてムランに布陣する英王に例の書簡を転送したパリ会計院の面々に対しては、殿下が上述の件とご自身の問題につき勧告させる時には、他の貨幣はともかく、ご自身の貨幣は良質のものを十分に製造させれば、殿下ご自身も、また殿下の処置を好んで受け入れる者らすべても、その点で必ずや得心されるであろう、と我らは主張する。

ともかく実際のところ、我らは殿下の貨幣が可能な限り良質となるよう尽力しているし、かつてないほどに良質のものを製造していると、貴兄には保証しよう。ロバン・ゴーティエ²⁷ なる親しい貨幣官が、かつてこの町に去來した折に話を聞いたことがある。彼はトロワ製造所から、他の製造所を経て、マーコン製造所を歴訪する途中で、と我らに語った。彼が言うには、

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政（2）

トロワでは彼がそれまでに見聞した中でも全くもって不快、醜悪な貨幣を製造していたと。熔解・混合も造作も研磨も粗悪。重さと純度は（元の状態に）戻りつつあった。が、（それよりも）言うべきは、職人と貨幣監督官があまりに自信満々、悔いがなかったことで、そういう連中のおかげで粗悪品を使用することになる人々のことや、彼らの誰かに不快感を覚える人々のこととは全く意に介していなかったと。他の製造所の貨幣に関しては、上記ロバンは良い報告をしてくれた。マーコンに関してはトロワ造幣所と同様で、貨幣官は銀1マールあたり31フラン半、以前は32フランの値を付けたので、エキュが値上がりし、今も毎日値上がりを続けているが、それでもエキュ（の製造）に取り掛かっていると。また、我らが二人のドイツ商人に問い合わせたところ、マーコン造幣所の貨幣官は彼らに対しては銀マールに6エキュ1/3、エキュに5フラン1/3の値を付けたと明言した。

最後に我らは毅然として命じた。すべての上記の貨幣官、保護官、検査官、切り分け人、研磨人、そして職人、貨幣官プレヴォに対して、今より以降、我らの殿下がその貨幣に対して誇りを持つことができるよう、また殿下の貨幣に対して世人にとやかく言わせぬよう、万全をなし、そしてまた誰もが満足するよう然るべく重量、純度があるよう製造し、十分に磨き、正しく切り分けるようにと。さらに彼ら全員に神の聖なる福音にかけて、かくのごとくにそれを行うとはっきりと誓約させた。以上、貴兄が殿下に、また会計院の面々に、こうした事を示して具申し、殿下の意に沿うように命じることができますように。親愛なる殿下、等々 敬具。

ディジョン会計院にて。1420年12月10日

ブルゴーニュ公殿下の会計院一同ならびに上記殿下の財務官ジャン・ド・ノワダン記
ブルゴーニュ公殿下の諮問官、我らの親愛なるジャン・シュザ殿

20. 書体とテキスト形式

二葉の書体はいずれも15世紀前半の筆記体で、略記法・連字法も一般的なものである。特異な点は見られない。表記法も統一され、揺れや迷いがない。達筆で、淀みなく、一定のリズムで書かれたと見受けられる。

紙葉Bははっきりと書簡の体裁を取り、淨書直前の状態にあることが容易に見て取れる。1420年12月10日、ディジョン会計院で起草されたことも明記されているし、冒頭の一節から判断して、先行する書簡があり、その返信として認められたことも確実である。起草者を

金尾健美

代表するジャン・ド・ノワダン Jehan de Noident とは前年まで前ブルゴーニュ公ジャン（位 1404-19 年）の総勘定官を勤めた官僚である。宛名人ジャン・シュザ Jehan Chousat は 1401 年から 04 年まで、つまり現ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの祖父にあたる同名のフィリップ（位 1363-1404）晩年の総勘定官を勤めた財務官僚で、この 1420 年末の時点では現ブルゴーニュ公の諮問官である²⁸。

紙葉 A は紙葉 B に比べて曖昧さが残る。冒頭の呼びかけ「親愛なる殿下」を別にすれば、何度か現われる二人称表現だけが書簡草稿と推定させる根拠である。日付も場所も書かれていません。誰が誰に宛てたか、それも不明である。とりあえず書いてみた、というメモ書きであろうか。写真版を見ると分かるが、表面は下方にまだ余裕を残しているし、文章として完結しているのか、やや疑問が残る。しかも冒頭の「親愛なる…」に対応する結語表現が曖昧である。裏面の文章は「それから」と始まるから、この紙葉だけを取り上げるなら、当然、表面からの続きと考えるべきであろうし、最後の文 Dieu y mecte remede は接続法表現であるから、これを結語と理解することは可能である²⁹。ただ随分と素氣なく、書体の丁寧さに見合わないようにも思える。裏面のテキストは修正も加筆も一切ない。表面とは異なる手によると思われる。このように紙葉 A の両面にまたがるテキストは統一感に欠け、別個の草稿と見るべきかもしれないが、本稿では内容上の関連を重視して分割せず、一括して論じることにしたい。

210. 紙葉 A の内容

以下の 5 点にまとめたい。1) ブルゴーニュ公は貨幣官たちに大量の銀貨製造を命じたが、この貨幣製造事業は多くの利益を期待できず、貨幣官たちの負担が大きい。2) 貨幣官が原材料確保に奔走したために、銀価格が上昇し、マール 31 フランを超えた。3) 貨幣官たちはブルゴーニュ公の貨幣政策に問題があり、そのために相場が荒れたと見ている。事業は大幅に遅延している。4) 金銀を自由に取引する両替商を統制する計画を策定済み。5) ブルゴーニュの造幣所に廃棄錢を持ち込んだドイツ商人を何名か拘束し、その携行品である錢を没収した。以上がテキスト A の主たる内容であると言えよう。

従ってブルゴーニュ公が発した貨幣製造令とそれが発せられた時点での政治経済の状況が最初のポイントになる。

211. 背景

A の冒頭近く、「公殿下をはじめ、数多の殿方がトロワに到着して以降…」という一節がある。訳文に付した註 13 でも簡単に触れたが、ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンが 2000 名を超える手勢を率いてトロワに到着したのは 1420 年 3 月 21 日である³⁰。彼は同年 6 月 4 日にこの都市を発つまで 2 ヶ月余も滞在することになる。前年 9 月 10 日に発生した前ブルゴーニュ公、つまりフィリップの父ジャン・サン・プール、の謀殺事件の事後処理のため、19 年暮に始めたイングランド側との交渉を、このトロワでまとめようとした。その結果がトロワ条約であり、5 月 21 日、英王ヘンリー五世、仏王妃イザボー、そしてブルゴーニュ公フィリップの三者の間で調印された。事件の一方の当事者、生き残ったシャルルの仏王位継承権を否定し、英仏連合王国の成立を承認した条約である³¹。条約に従って、仏王女カトリーヌと英王ヘンリー五世の婚姻は 6 月 2 日に聖ジャン教会で行なわれた。その翌々日、6 月 4 日、イングランド＝ブルゴーニュ連合軍はトロワを発つ。セーヌ川上流域とイヨンヌ川流域に点在する諸都市、すなわちモントロー、サンス、ムラン、等々のアルマニヤック派掃討が目的であった。以後、連合軍は年末まで一帯を転戦する³²。特にムラン攻囲戦はアルマニヤック側の抵抗が激しく、7 月 7 日から 11 月 17 日まで 4 カ月半の長期に及んだ³³。ムラン陥落後、ブルゴーニュ公はパリで年末を過ごした。つまり 1420 年夏、北フランスはイングランド＝ブルゴーニュ連合がアルマニヤック派を制圧し、事実上支配権を掌握した時期であると要約できる。

212. 貨幣製造令

この間、ブルゴーニュ公フィリップは 6 月 3 日付で、ブルゴーニュ地方の貨幣製造所 3ヶ所を対象として、合計 8 万マールに及ぶ銀貨製造令³⁴を発した。すなわちオーソーヌ Auxonne で 3.6 万マール、サン・ローラン Saint-Laurent で 2.2 万マール、キュイズリー Cuisery で 2.2 万マールの計 8 万マールである。これは当時の貨幣製造能力から見て、相当の分量である。ここに列挙された造幣所の記録ではないが、ディジョン貨幣製造所の記録は断片的であるが現存している。貨幣官ピエール・ヴィアール Pierre Viard の記録³⁵によれば、造幣速度は一定していない。1419 年 11 月から 20 年 1 月まで 12 週間で製造したグロ銀貨は 52.6 万枚。週に約 4.4 万枚のペースである。2 月から 4 月半ばまで 10 週間では 64.4 万枚、つまり週に 6.4 万枚である。ほぼ同時に 3 月末から 4 月末まで 4 週間でブラン銀貨を 14.5 万枚、つまり週 3.6 万枚。5 月は 3 週間でグロ銀貨を 27 万枚だから週 9 万枚。ところが 5 月 30 日から 6 月 10 日

金尾健美

まで2週間で21.6万枚、5月31日は一日だけで2万枚を製造した記録を残している。従って、このディジョン製造所の限界生産能力は週に10万枚程度と考えられる。ヴィアールの記録に従えば、この5月末から6月にかけて生産したグロ銀貨の額面は20 deniers tournois、銀含有量は2 deniers 12 grains、分割数は1加工マール³⁶に対して8 sous 4 deniers (= 100 deniers)である。すると10万枚のグロ銀貨は $100\,000/100 = 1000$ marcs d'œuvre であり、含有率は $2 \text{ deniers } 12/24 = 5/2 \times 1/12 = 5/24$ だから、 $1000 \times 5/24 = 208$ marcs の王銀が使用されたことになる。ディジョン以外の3造幣所はかなり小規模になるので、当然、生産能力は落ちる。週に150から200マール程度の処理能力と仮定すると、オーソースの場合、割り当て分の3.6万マールとは3年半 (= 180週) を要する仕事になるし、サン・ローランとキュイズリーの2.2万マールも3年近い仕事になる。従って1420年夏以降3年間はブルゴーニュ地方の貨幣製造所が合せて毎週500マール程度の銀を継続的に消費することになる³⁷。

213. 事業利益

ちなみに、このグロ銀貨の額面は20 deniers tournois であるから、 $20 \text{ d.t.} \times 100 \times 24/5 = 40 \times 240 = 40 \text{ £.t./marc}$ と計算して、1マール当たり40 £.t. (= francs) である。原材料購入費(マール単価)を31.5 フランとして計算すると、マール当たり $40 - 31.5 = 8.5$ フランの差益が出ることになるが、人件費と諸経費が含まれていない。先のヴィアールの記録では貨幣官取り分 bressage は1加工マールにつき5 sous tournois と規定されているので、 $5/20 \text{ franc} \times 24/5 = 1.2 \text{ franc/marc d'argent}$ である。これは工房長としての貨幣官の「取り分」であるから、職人の日当や燃料費を含むと考えるべきであろう。すると上記8.5 フランから、この比例費1.2 フランを差引いたマール7.3 フランが粗利となる。このように試算すると、紙葉Aで言及される「銀100マールにつき600 フランの負担」が酷である、という一節がよく理解されよう。マール7.3 フランには固定費が含まれていない。製造所の貨幣保護官 garde に年100 フラン、上級職人である分割人 tailleur に年50 フラン、検査官 essayeur に年50 フランが手当として別途支払われる。ともかく、このような請負契約³⁸では原材料の購入価格が損益に対して決定的な役割をもつことになろう。

214. 外国商人捕縛事件

紙葉Aの記載内容の最後はドイツ商人の捕縛と関税支払いの強要、所持品没収の件である

が、これは裏面一杯に記載されている。2件のドイツ商人捕縛事件を執筆者はどのように見ているのか。「これで商人は皆我らから逃げていくだろう」という最後の一節は客観的に予測を述べただけか。それとも何らかの感情を込めているのか。ニュールンベルクはブルゴーニュからはかなり遠い。ニュールンベルクからライン沿岸まで直線距離で約300km。水路でストラスブールからブザンソンまで約200kmである。行商について、という距離ではない。フランス・ブルゴーニュで大量の銀貨製造が強い銀需要を生み、当分の間、相場は上昇傾向、といった情報を入手した商人が高値で販売できようと大量の廃棄銭を持ち込んだところ捕縛された、ということであろうか。おそらくブルゴーニュ公の官僚たちは、売り手が誰であれ、良質の銀を適正な値で購入するのであれば、躊躇しなかったであろうが、いくら非常時とはいえ、精錬に技術と時間を要する廃棄銭を得体の知れない商人から高値で購入することは避けたいし、そのような前例を作り、習慣を定着させる訳にはいかない、という考えを持ったのではあるまい。南ドイツは早くから重要な銀産地として知られている。ドイツ銀の流入を全面的に拒絶する方針を決定したとは考えにくい。

215. 紙葉Aの推定執筆時

紙葉Aには、貨幣官がマール31.5フランで銀を購入したことが記載されている。この銀価格がどの時点のことか明記されていないが、銀貨製造令が発布された6月3日以降のことであると推測される。実際、紙葉Bには8月以降の銀相場であることが報告されている。また紙葉Aはこの造幣事業の遅延を報告しているので、執筆はどれほど早くとも1420年8月下旬と推測できる。内容の第4点に挙げた両替商の問題は、腹案があるという以上は詳細にされない。この点は後ほど、紙葉Bの言及とあわせて再考するが、21年1月になって公表される「両替商設置に関する教令」を示唆していると理解される。すると紙葉Aがそれ以降に執筆されたと考えるのは奇妙であるから、執筆時期の下限は1420年の暮となる。紙葉Bの執筆は12月10日。Bは長文の書簡草稿であり、銀価格に関して、Aには見られない豊富な情報を含んでいるから、AがBに先立つと考えたほうが自然であろう。従って日付のない紙葉Aの執筆時期は、論理的に言えば、1420年8月下旬から12月初めの間であるが、おそらく下限に近く、B執筆の直前つまり11月末から12月初めと考えられる。

220. 紙葉Bの内容

さて紙葉Bの分析をはじめよう。長文で多くの内容を含むが、記述の順に従って、まずディジョン会計院が受信した書簡内容を2点に要約する。1) 純度2.5グラムの試作貨幣に関する情報。2) 銀価格は国王もブルゴーニュ公もマール26フランとしているが、実勢価格はマール30.5フランを超える、なお上昇傾向。ところが、この実勢価格で買い付けると公言した貨幣官がいると通告。これにディジョン側からの報告が続く。その内容は都合6点になる。3) 試作貨幣はディジョン造幣所では職人たちが製造を拒否した。4) 銀購入を金払いとしたため、8月以降は金貨も高騰。そこで金払い停止の対応策を提案。5) 金銀相場の安定をめざして両替商の規制案を作成した。6) 30.5フランの高値で銀買い入れを公言した貨幣官の特定。サン・ジョルジュ殿下の下請けであるという言い分。7) ロバン・ゴーティエなる貨幣官からの情報提供。トロワ製造所では31.5フランで銀を購入し、平然と粗悪貨幣を製造。マーコン造幣所も31.5フランで銀購入。マーコンの高値購入はドイツ商人の情報で確認。8) ディジョン造幣所は粗悪貨幣は製造しないとの決意表明。以上であるが、もう少しまとめてみると、何よりも銀価格高騰に関する記載が大半を占める。2)の情報提供に対して4)が相場動向の確認で、6)がこの相場に関連した貨幣官の行動調査。7)でさらに現状を確認する追加情報を加えている。5)は両替商への言及であり、今後の対応を暗示。そうすると1)と3)の試作貨幣の件は別件という印象を与え、銀価格の件との関連性がやや曖昧に見える。しかし7)ではトロワを批判しているし、それを受けて8)はディジョンは貶質貨幣の製造には加担しないという決意表明であり、そこで書簡を終えているから、試作品の話題を軽視しているわけでもない。従って全体としては、まず銀価格の高騰とそれに関連する情報交換が第1の話題であり、次いで貶質貨幣の試作と各造幣所の姿勢が第2の話題であると、大きく二点にまとめられよう。

221. 銀価格と貨幣官の対応

まず紙葉Aの記述と重複する銀価格の問題から検討するが、さらに問題を二分して考察する。まず価格そのものであるが、Aには記載されていない情報を含んでいる。すでに紙葉Aのテキストに拠って、貨幣官がマール31.5フランで銀を購入したこと、それが相当の高値であることを確認した。ところがこの頃の妥当な銀価格とは如何ほどであったか、Aはその具体的記述を欠いていた。Bでは国王もブルゴーニュ公もマール26フランを前提として貨幣製造を命じたとしているから、このマール26フランが公定価格であったと理解される。ところ

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政（2）

が市場ではこの価格での取引は不可能で、実勢価格は30.5 フランから32 フラン、つまり17%から23%も割高であったことを報告している。もちろん大型の銀需要が取引価格を引き上げたのだろうが、それが瞬間的な現象で終わらず、持続する展開になったと官僚たちは判断した。その原因は貨幣官の失言と保護官、パリ会計院の対応の遅れにある。貨幣官の中に、請負った銀貨製造を至上命令と考えて、高値であっても銀を入手すると公言し、その旨わざわざ書簡を認めて商人衆に送った者がいたことを伝えている。これは相場動向を追認したに等しい。これで価格引き下げは非常に難しくなったと官僚たちは考えたはずである。商人衆だけでなく、貨幣官の間でも、この高値是認のニュースは瞬く間に広まつたのであろう。

しかし、なぜ官僚たちはこれほどまでに市場動向に神経質であったのか。一般論として、造幣事業から利を上げるには貨幣の品質を操作するか、銀購入価格をコントロールするか、いずれかの手段に頼ることになろう。デュマ・デュブルによれば、1419年8月から21年10月まではピエを安定させ、つまり良質の貨幣を製造することを前提として、銀購入時に入札制を取り入れて価格を低めに誘導する方策を採用した時期であったという³⁹。確かに紙葉Bの文面からは、そのような意向が読み取れる。すると、この20年夏の市場動向はブルゴーニュ公の貨幣政策の根本を揺るがしかねない深刻な事態であったと考えられる。

222. 金銀の価格動向

銀価格の高騰に関連する内容で、草稿Aでは詳細にされていない情報がもうひとつある。市場では銀だけでなく、金も連動して高騰しているという情報をディジョン側が提供している。これは注目に値する内容である。今、市場では銀需要が強く、その大型購入を金貨で決済することが続いた。そのために金貨が過剰供給気味となり、金価格は下落傾向を示した、というなら納得できるが、事実は逆であったという。銀購入の代価として市場に流入した金貨は、おそらく一度きりの取引を行った外国商人とともに、「国外」へ流出したのだろうか。そのため「国内」では金貨も品薄となったが、決済用の通貨として、銀需要に見合うだけの需要があり、それが貯えないので金価格も上昇した、とディジョンの財務官僚たちは考えたか。そのように仮定すれば、ドイツ商人の拘束・追放措置も貨幣政策全体の中に位置付けることができる。

彼らが承知している金銀両替の相場は銀1マールが金6エキュ1/3であり、金価格は1エキュが3フラン9/12から4フランで推移していた。つまり銀1マールの実勢価格は23フラン3/4から25フラン1/3であったから、国王が定めたマール26フランなら、貨幣官は容易に必要

金 尾 健 美

とする銀を購入することができ、したがって利益をあげられたはずだ、というのである。明快である。ところが8月以降、金エキュの店頭価格が5フランを超える5.5フランに達していることが確認された。この値上がりは銀価格が32フランを超えて33フランに迫る値上がりに等しいと述べている。この記述は、金と銀の市場価格が常に同方向に連動し、逆方向には動きにくいことを暗示している。なぜか。金銀の比価を一定の範囲に収束させる市場の自動修復・調整機能を理由として挙げるのが無難な説明であろう。金銀の比価が暗黙の了解事項として市場参加者に知れ渡っていて、しかも市場に量的制限がなく、自由な売買が可能なほどに潤沢であれば、確かに将来の価格動向を読むための重要な条件となるし、売買の価格と量を決定する場合の心理的枠組みとして機能するであろう。しかしこれは一般論であり、この原理的な考えだけで、観察された個別事象を完全に説明し尽くすことができるとは言いがたい。

1420年の秋頃、市場で取引されたエキュ金貨は3種類考えられる。王シャルル六世が前年3月7日に発行した第6回エキュ（分割数67、純度23K、額面30 sous tournois）、20年2月3日発行の第7回エキュ（分割数67、純度23K、額面50 s.t.）、そして前ブルゴーニュ公ジャンが1417年12月18日に発行したエキュ（分割数64、純度23K、額面22.5 s.t.）である。このブルゴーニュ・エキュは国王エキュに比べて、やや大ぶりであるが、その割には額面が低く設定されている（つまり割高）ので、退蔵された可能性が高い。残る2種の国王エキュは同質であるから、本来ならば額面も同一で当然である。それが大きく異っているのは政策によるものと考えなければならない。つまり発行者は金価格の上昇を期待していると表明しているに等しい。これは市場圧力になりうる。額面は1.7倍の上昇を誘引しているが、書簡草稿が報告する価格変動幅は1.3倍の上昇を意味するから、市場は冷静かつ控えめに反応したと言えよう。

要約すると、1420年夏以降の金価格の上昇は少なくとも3つの要因が複合して引き起こしたと分析される。金貨の「国外」流出という推定される事実、金銀の比価が必ず一定範囲に収束するはずであるという読み、そして通貨発行・管理者自身による金価格の高め誘導政策である。

223. 銀貨製造の目的

さて、ブルゴーニュ貨幣官たちが造幣事業の推進を重視して、銀相場の高騰も省みず、銀入手に手を尽くした、云々の件であるが、なぜ、それほどまでに造幣を重視したのか。紙葉Bの後半に現われる「サン・ジョルジュ殿下の仕事」がこの事情を説明する。

サン・ジョルジュ殿下とはギヨーム・ド・ヴィエンヌ Guillaume de Vienne を指す。ヴィエンヌ家はブルゴーニュ地方の古くからの貴族で、カペー時代から公家と深い関わりを持ってい

た。ジャン、ユーグ、特にギヨームはこの家系に頻出する名である。サン・ジョルジュ Saint-Georges はフランス各地に見られるありふれた村落名で、ブルゴーニュ地方にも幾つか存在する。ヴィエンヌ家の知行地はディジョン北西に位置する。ただしヴィエンヌ家の当主をサン・ジョルジュ殿下と呼び習わす理由はもうひとつある。城館の正面に龍を退治する聖人像の浮き彫りが施されていたことによると⁴⁰。当主ギヨームはおそらく四世で、騎士称号を持ち、前ブルゴーニュ公ジャン・サン・ポールの諮問官として他9名とともに1419年9月10日モントローの会談に臨席し、虜囚となった。このブルゴーニュ公謀殺事件は著名であり、すでに述べた通り、その事後処理であるトロワ条約とともに、その政治史上の意義を巡って多くの研究が積み重ねられてきた⁴¹。その結果、双方10名づつとされた会談参加者の特定作業はほぼ終了し、確定したと思われるが、虜囚となったブルゴーニュ側の「その後」に言及した研究はない。わずかにバルティエ Bartier の古いプロソポグラフィに断片的な情報が収集されているだけである。そのバルティエも、ギヨームは捕虜として身代金を請求されたため、新ブルゴーニュ公フィリップはブルゴーニュ地方の造幣所において銀3000マールの貨幣を、また王シャルル六世はラングルで銀4000マールを製造し、それを身代金の支払いに当てるなどを認めた、と記述しているが⁴²、この記述は不正確である。デュマ・デュブルによれば、ギヨームは16万エキュ相当の身代金を銀払い要求された。公フィリップは父の諮問官の苦境を看過できず、王シャルル六世に交渉し、ラングル造幣所を借りて4000マール、ブルゴーニュ内の配下の造幣所で3000マールを製造する計画を立てたが、ラングル司教、会計院、貨幣官の反対にあって、やむなくサン・ローラン製造所で7000マール相当を製造するように変更した⁴³。すでに言及した1420年6月3日付の計80000マールの銀貨製造令 Ordinance (B11207) はこのギヨームの身代金問題に深くかかわりがあると考えられる⁴⁴。

224. 試作された貨幣は何か？

紙葉Bの今ひとつ話題は貨幣の試作であった。言及される試作品は銀含有量が2.5グランとされる。これが具体的にどの貨幣なのか、実際に量産され、市場に放出されたのか、特定できなかった。ブルゴーニュ古銭学の泰斗デュマ・デュブルの浩瀚な研究書を見ても、これほど粗悪な貨幣は見当たらない。含有率2.5 grains とは $5/2 \times 1/24 \times 1/12 = 5/586 = c.0.868\%$ である。これは「銀貨」ではない。先にも引用したディジョンの貨幣官ピエール・ヴィアールは、1419年4月に額面1 denier tournois、銀含有量18 grains、分割数25 sous (=300) のドニエ・ノワール denier noir と呼ばれる貨幣を1.5万枚 (=3マール1/8)、1419年8月8日からから

金 尾 健 美

翌 20 年 3 月 8 日までの 7 ヶ月で、額面 2 denier tournois、銀含有量 20 grains、分割数 16 sous 8 deniers (= 200) のドゥブル double 貨を 8 万枚 (= 27 マール 7/9) 製造した記録を残している⁴⁵。この二種が銀含有量の非常に低い事例だが、2.5 grains という貨幣の製造記録は見当らなかった。そもそも銀含有量が 1 denier に満たないものは非常に少ない。ピエ 1440 度というあの名立たる第 21 回フロレット Florette (1422 年 6 月 20 日発行) でさえ 8 grains である。ちなみに、その分割数は 120、額面は 20 dt であった。

しかし貨幣に通曉した財務官僚が貨幣の品質にかかわる重要なデータを書き間違えるとは考えられない。実際にこのような貨幣が試作されたのだろうが、量産はされなかつたと考えるのが妥当であろう。その理由は、文面から判断すれば、技術的困難を指摘すれば十分であろう。が、それだけであろうか。この貶質は既述のギヨーム・ド・ヴィエンヌの身代金捻出の一方策ではなかつたか。状況を鑑みると、そのように考えるのが自然でもあろうが、その是非を確認する手がかりがない。もしそうであるなら、ディジョン造幣所の態度はいかにも非政治的（ないし反政治的）で、職人気質そのものと言えようが、それのみならず、ブルゴーニュ公の貨幣政策を既述のように言い切ってしまう（本稿第 221 節および註 39）ことに根本的な疑問が生じる。つまり諮問官たちは複数の政策を試行しながら、妥当な方向を模索していた、と考えるべきではないのか。看過できない問題である。

3. 造幣所の管轄

ブルゴーニュの造幣所に若干の補足説明を加えておきたい。ディジョン、シャロン、マーコンの 3 造幣所はブルゴーニュ公領内に存在するが、国王に帰属する。つまりブルゴーニュ公は貨幣発行によって生じる利益は手にするが、王令に従って王の銘をもつ貨幣を製造・発行する。つまり公は業務を委託されているに過ぎないから、これら 3 造幣所の製造・発行記録はパリの国王会計院の監査を受けるのが原則である。これに対してオーソース、ショーサン、キユイズリー、サン・ローランの 4 箇所はブルゴーニュ公に帰属しているから、公ないし公の諮問会の意のままに、貨幣を発行することができ、その記録はディジョン会計院で監査される。しかしこれらの造幣所の活動はあまり活発ではなかった。

ショーサン造幣所は 1421 年にフィリップ・ル・ボンが創設したものであるが、それ以外はカペー・ブルゴーニュ時代にすでに活動していた。フィリップ・ド・ルーヴルの死去に伴い、1362 年 3 月 18 日ブルゴーニュ公領はフランス王権に帰属した。1363 年、王ジャン二世が末子フィリップ・ル・アルディをブルゴーニュ公とした時、造幣権は留保したし、その翌年、シャ

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政（2）

ルル五世がこの親王菜地を追認したときも、造幣権は王権に帰属することを再確認した。ところが1386年フィリップ・ル・アルディがディジョン会計院再編に着手した時、ディジョンとタランに山積していた証書類の中から、1300年に王フィリップ四世が公ロベール二世にディジョンの貨幣製造権を授与した証書が発見された。以後、ブルゴーニュ公はこの証書を楯にして造幣権と製造所所有権の譲渡を執拗に主張する。1413年以降、公ジャン・サン・プールは多くの特許状の真正謄本 *vidimus* を作成させ、交渉を有利に進めようとした形跡がある。1418年5月、交渉にパリ会計院が介入したため、王妃イザボーとの協定は二転三転するが、結局ブルゴーニュ公はディジョン、マーコン、シャロン、3造幣所の経営権を確実に掌握したものの、所有権を入手することはできなかった。ジャンはディジョン造幣所の所有を強く望んでいたが、ついに実現せず、フィリップ・ル・ボンの公位相続後もこの点は変らなかった。これが本節の冒頭に書いた奇妙な区分が定着した経緯であり⁴⁶、この点を踏まえれば、紙葉B冒頭の一節「負担は本来ならば…」も納得されよう。

4. おわりに

この書簡草稿を紹介する意義について一言記しておきたい。

まず銀の具体的な価額である。1420年の夏から暮にかけてシャンパニユのトロワからブルゴーニュ南部のマーコンに至るまで、いずれの造幣所でもマール単価30フランを超える価格で銀取引が行われていたことが確認された。すでに述べた通り、これは貨幣の大量発行を緊急に実施するという至上命令が引き起こした例外的な非常事態であったかもしれないが、15世紀フランス貨幣に関する従来の研究の再検討を迫る史料である。多くの研究は法令か会計記録を典拠としているために、そもそも市場価格の自由な形成という視点を提示していないし、1420年の銀価格は26 francs/marc として、30 francs を超えるのは21年以降としている。ミスキミン Miskimin の研究⁴⁷が非常に異なる数値を提示するのは、彼が鉱山の産出量と造幣所の生産量を年毎に総合して統計的に処理したためで、個別の事例は考慮していないためであろう。貨幣官とは貨幣製造を請負う業者であり、官僚とは言えない。彼らは市場価格を誘導する権力など持ち得ず、市場参加者として価格形成に関与していたとしても、ひとたび価格が決定されれば、それを受容せざるをえない立場にあった。

さらに、この書簡には金融政策立案の基礎となる財務担当者たちの思考が実際に明瞭に表現されていることに注目したい。貨幣が金銀の規格化された小片であり、素材の価値を反映せざるを得ないのなら、貶質は忌まわしい影響を引き起こすだけである。貨幣の市場価値を安定させ、

金尾健美

しかも事業利益をあげるためにには、結局、素材の流通を徹底的に管理し、製造所が必要とする素材を、必要とする時に、必要な分量だけ、適切な価格で入手しうるような閉鎖体系を構築し、関係者を厳しく統制する方向に向わざるを得ない。この考え方の表明が翌1421年1月10日付で発布された「両替商の設置に関する教令 *Instruction de l'établissement du changeur*⁴⁸」であろう。紙葉A表面の最後の数行の中で、両替商に対する「適当な対応策と報告書」がすでに作成済みであることが述べられている。紙葉Bでは中程に両替商への言及があり、そこには「上記の貨幣官や名のある識者の意見に従って、我らは…（中略）…具申するし、それに伴つて必要となる教令」という一節がある。いずれも、かなり具体的な教令草案が完成していることを覗わせる。この1421年発布の教令は、全26項目に上る詳細な規定に改められて、1423年2月27日に発布されるが⁴⁹、この2点の両替商の統制に関する史料は稿を改めて紹介したい。

註

- 1 1 Archives Départementales de la Côte-d'Or à Dijon. 以下、本稿では ADCO と略記する。
- 2 全文の紹介はないが、DUMAS-DUBOURG, Françoise; *Le Monnayage des Ducs de Bourgogne*. Louvain-la-Neuve, 1988, pp.211 et 214 の銀価格に関する記述はまさに本稿で紹介する草稿Bに依拠したものと思われる。
- 3 ROSSIGNOL, Claude et GARNIER, éds.; *Inventaire Sommaire des Archives Départementales de la Côte-d'Or*, Série B, 6 tomes, Dijon, 1863-1894. および BAUTIER, Robert-Henri & SORNAY, Janine éds.; *Les Sources de l'histoire économique et sociale au Moyen Age*, 2: *Les Etats de la maison de Bourgogne*. 2 vols. Paris, 2001.
- 4 --- / 破線は紙葉の破損によるテキストの欠損を、斜線は改行を示す。
- 5 *doivent* と読むことも可。
- 6 *emprunter* と読むことも可。
- 7 *30 francs demi* の誤記か。
- 8 書体が小さく、崩れているために、この読み解きは不確定。
- 9 *n'ont onc* と読むことも可。
- 10 *connue* も可。
- 11 マール marc は重量単位で marc de Paris 244.750 g または marc de Troyes 244.752 g を使用する場合が多い。古銭と貨幣製造に関する教科書的な書物は何点かあるが、管見の限り BOMPAIRE, Marc & DUMAS, Françoise; *Numismatique Médiévale. L'atelier du Médiéviste* 7. Turnhout, 2000. が記述も丁寧で良いと思う。拙稿「ヴァロワ・ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政(1)――1420年代の収入構造。マクロ的視点から―」『川村学園女子大学研究紀要』第9巻、第1号(1998年)pp.39-75も併せて参照。
- 12 ……は紙葉の破損によるテキストの欠損を示す。註4に対応。
- 13 ブルゴーニュ公が2000名を超える手勢を率いてトロワに到着するのは1420年3月21日。6月4日まで滞在。本稿第211節を参照。
- 14 pied は銀貨の比較を容易にするための指標。計算式は拙稿「フィリップの財政(1)」p.66 註49を参照。
- 15 escu は金貨の名称。よく知られた金貨であったため、このようにしばしば計算単位として使用される

ヴァロワ家ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンの財政（2）

- こともある。
- 16 franc は本来は 1360 年に発行された金貨の名称であるが、本稿で紹介する史料では計算貨幣 Livre tournois の同義語として使用している。Livre は下位単位として 1/20 の sol、さらにその 1/12 の denier を組み合わせて使用するが、franc の場合はその 1/12 の gros を使用するのが普通である。franc を sol や denier と組み合わせて使用することは稀である。
- 17 1420 年 6 月 3 日付で公布された銀貨 8 万マール製造令のことか。本稿第 212 節を参照。
- 18 Louis de Chalon-Arlay. 1418 年、父 Jean の死去に伴い、オランジュ公の称号とブルゴーニュ軍総司令官の職務を継承し 1463 年まで保持。オランジュ（アラウシオ Arausio）はアヴィニヨンの真北 20 km に位置し、ドーフィネの南西端に接する。12 世紀後半にプロヴァンスの傑出した貴族ボー Baux 家の支配下に入り、そのボー家支流のマリー Marie が 1389 年ブルゴーニュの貴族 Jean de Chalon と婚姻し、シャロン家にオランジュ公の称号をもたらした。翌 1390 年、二人の間にルイ誕生。ORNATO, Monique; *Répertoire prosopographique de personnages apparantés à la couronne de France aux XIV^e et XV^e siècles*. Paris, 2001.
- 19 この試作された貨幣に関しては本稿第 224 節を参照。1 grain は 1 denier (= 1/12) の 1/24 すなわち $1/12 \times 1/24 = 1/288 = c.0.347\%$
- 20 ヘンリー五世（位 1413-22 年）。イングランド＝ブルゴーニュ連合軍によるムラン Melun 攻囲戦は 7 月 7 日から 11 月 17 日まで続いた。本稿第 211 節を参照。
- 21 ディジョンを指す。他の列挙された都市はすべて造幣所を開設している。
- 22 30 フラン半の誤記か。註 7 に対応。
- 23 2 月 2 日。
- 24 1420 年から 21 年 2 月までサン・ローランの貨幣官。
- 25 不詳。
- 26 Guillaume de Vienne を指す。本稿第 223 節を参照。ヴィエンヌ家はブルゴーニュの古くからの貴族で、高等法院での訴訟当事者としての記録（ADCO B11411 および B11413）や上訴法廷としての諮詢会への出頭記録（ADCO B11403, B11404, B11405）を始め、かなり雑多な記録（ADCO B11714）を残している。
- 27 1394 年から 96 年までオーソースの貨幣官。
- 28 MOLLAT, Michel et FAUREAU, Robert éds.; *Comptes généraux de l'Etat Bourguignon entre 1416 et 1420*. 5 vols. Paris, 1965-76. vol.1 p.liv.
- 29 定型表現ではない。「y」は直前の内容（商人を捕縛追放したこと）を指示し、その行為に神が赦しを与えるようにと執筆者が祈っている、と読むのが妥当である。
- 30 LINDEN, Herman vander; *Itinéraires de Philippe le Bon, duc de Bourgogne et de Charles, comte de Charolais*. Bruxelles, 1940.
- 31 VAUGHAN, Richard; Philip the Good. New ed. New York, 2002. pp.5-6. DEMURGER, Alain; *Temps de crises, temps d'espoirs. Nouvelle histoire de la France médiévale* 5. Paris, 1990. pp.106-108. SCHNERB, Bertrand; *Les Armagnacs et les Bourguignons. La Maudite guerre*. Paris, 1988. このシェネルブの著作は学術書というよりは一般書に分類すべきか。
- 32 VAUGHAN, R.; Philip the Good. p.11.
- 33 d'AVOUT, Jacques; *La Querelle des Armagnacs et des Bourguignons*, Paris, 1943. p.326.
- 34 ADCO B11207.
- 35 Comptes de la boîte de la monnaie de Dijon par Pierre & Humbert Viard. ADCO B11215. monnaie は「貨

金 尾 健 美

- 幣」だけでなく「貨幣製造所」の意味でも使用する。
- 36 加工マール marc d'oeuvre とは王銀 argent-le-roy (純度 11.5/12 = c.95.83%) に所定の比率で卑金属を混合し、分割前の状態にある材料を言う。
- 37 ディジョン国王造幣所の 1419 年から 20 年にかけての記録を例示して、それを根拠に他の造幣所の製造能力を推定するのは真実性に乏しい、という批判は可能である。しかし 1422 年フィリップはソーヌ川以東の造幣所経営をピエールとアンペールのヴィアール兄弟に一任する。彼らのディジョンでの実績を評価し、それを各地に適用しようとしたためであろうが、このような措置は各造幣所が、程度の差はある、根本的には同様の製造・運営方式を採用していたからこそ可能となったと考えられる。
DUMAS-DUBOURG, F.; *Le Monnayage des Ducs de Bourgogne*. p.90.
- 38 貨幣官は契約保証金として 4000 £. tournois をディジョン会計院に預託することが 14 世紀以来の習慣であった。DUMAS-DUBOURG, F.; *op.cit.* p.91.
- 39 DUMAS-DUBOURG, F.; *op.cit.* p.107.
- 40 M.-T. Caron; *La Noblesse dans le Duché de Bourgogne*. Lille, 1987. p.241.
- 41 d'AVOUT, J.; *op. cit.* pp.297-298. VAUGHAN, R.; *John the Fearless*. New York, 1966, 1979, 2002. p.278-286.
GUENEE, Bernard; *Un meurtre, une société. L'assassinat du duc d'Orléans, 23 novembre 1407*. Paris, 1992. p.278.
- 42 BARTIER, John; *Légistes et gens de finances au XVe siècle. Les conseillers des Ducs de Bourgogne Philippe le Bon et Charles le Téméraire*. Bruxelles, 1955. P.261, note 3. Bartier の記述は Gachard, Louis-Prosper; *Rapport sur les documents concernant l'Histoire de Belgique qui existent dans les dépôts littéraires de Dijon et de Paris. 1ère partie, Archives de Dijon*. Bruxelles, 1843. p.85 を典拠としている。
- 43 DUMAS-DUBOURG, F.; *op.cit.* pp.114-115. 典拠は B.N.F. Coll. Bourgogne, XXIII, fol.149 et XXVI, fol.271. としている。ギヨーム以外の虜囚には言及していない。どのような要求がされたのか不詳。
- 44 1439 年 Guillaume de Vienne が Louhan の城館を de la Marche 夫人に売却したところ、その売却を差し止め、売り渡し金を返却させるように公フィリップが会計院に命じた。が、この交渉はすぐに決着せず、1452 年まで続いた (ADCO B1256)。このギヨームは本稿で言及した人物自身ではなく、おそらくその同名の子孫であろうが、不分明である。ともかくブルゴーニュ公が一貴族の城館売却に会計院を介入させたことは、本稿で扱った貨幣政策ともども大変に興味深い事実であるが、現段階では関連史料を十分に閲読していないので、この問題は稿を改めて論じたい。
- 45 ADCO B11215 fos.50R° et 53R°.
- 46 本節は DUMAS-DUBOURG, F.; *op.cit.* pp.65-76. に全面的に依拠した。
- 47 MISKIMIN, Harry A.; *Money and Power in Fifteenth-Century France*. London, 1984.
- 48 ADCO B11211.
- 49 ADCO B11202.

小論は 2003 年度在外研究の最初の成果である。